

19-9-1 大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定

(県警察本部)

静岡県知事(以下「甲」という。)と社団法人静岡県警備業協会長(以下「乙」という。)は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第35条の規定に基づき、大規模地震発生時における災害応急対策として実施する警備業務要請等に関し次のとおり協定を締結する。

(業務の要請)

第1条 甲は、必要と認めるときは、静岡県警察本部長を通じ、次に掲げる業務を乙に要請するものとする。

- (1) 被災状況等の情報提供業務
- (2) 緊急交通路の確保等に関する警備業務
- (3) その他甲が必要と認める警備業務

(業務の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請に従って当該業務を実施するものとする。

(業務の費用の負担)

第3条 甲の要請により実施した業務の費用は、静岡県が負担する。

(出動警備員の補償)

第4条 出動警備員(甲の要請に従い出動し警備に従事する者を言う。以下同じ。)が、この協定に基づく業務の実施により損害を受けた場合の補償は、出動警備業者(出動警備員の使用者たる警備業者を言う。以下同じ。)の責任において行うものとする。

(損害の補償)

第5条 第2条の業務の実施により生じた損害の補償は、出動警備業者の責任において行うものとする。

(協定の実施)

第6条 この協定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(協定の適用)

第7条 この協定は、平成8年8月14日から、効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成8年8月14日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県警備業協会会長 村松 隆

19-9-2 大規模地震発生時における警備業務 要請等に関する協定の細目に関する協定 (県警察本部)

静岡県警察本部長(以下「甲」という。)と社団法人静岡県警備業協会長(以下「乙」という。)は、大規模地震発生時における警備業務要請等に関する協定(以下「基本協定」という。)の実施の細目番に関し次のとおり協定を締結する。

(業務の要請の方法)

第1条 甲は、乙に対し基本協定第1条の要請に係る具体的な業務の内容、開始時間及び場所を文書、口頭その他の方法により示すものとする。

2 前項の業務の終了時間は、甲が乙に対し別途示すものとする。

(出勤可能人員表の備付け等)

第2条 乙は、基本協定第1条の要請に迅速に対応するため、警備業者ごとの出勤警備員の出勤可能数を記載した表を備付けておかなければならない。

2 乙は、前項の表を毎年4月末日までに甲に提出しなければならない。

(業務等の実施)

第3条 乙は、基本協定第2条の業務を次に掲げる方法により実施するものとする。

(1)基本協定第1条第1号の業務の要請を受けたときは、被災状況に関する情報を収集し、警備業者の基地局(警備業法第11条の4に規定する「基地局」をいう。)を管轄する警察署長を介し甲に提供するものとする。

(2)基本協定第1条第2号又は第3号の業務の要請を受けたときは、出勤警備業者に出勤を要請し、出勤警備業者は、出勤警備員を指揮して業務を実施するものとする。

(訓練の実施)

第4条 乙は、基本協定第2条の業務が円滑に推進されるように、甲の実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

(業務費用の請求方法)

第5条 乙は、要請された業務の終了後、甲と別途協議の上、当該業務に要した費用の支払いを基本協定第3条により静岡県に請求するものとする。

(疑義の解決)

第6条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成8年8月14日

(甲) 静岡県警察本部長 金重凱之

(乙) 社団法人静岡県警備協会会長 村松隆

大規模災害発生時の地域安全推進員による地域安全活動に関する協定

静岡県警察本部（以下「甲」という。）及び静岡県地域安全推進員連絡協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の災害応急対策として被災地域における社会の安全を確保するため、地域安全推進員による犯罪・事故等の被害を未然に防止する活動（以下「地域安全活動」という。）の要請等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

- 第1条 甲は、大規模災害が発生し、被災地における地域安全活動が必要であると認められるときは、乙に対して、地域安全推進員による地域安全活動の実施について協力を求めることができる。
- 2 乙は、前項の要請に基づき、当該被災地域の地域安全活動に協力するものとする。

（定義）

第2条 この協定に掲げる災害の意義は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1項第1号の定めるところによる。

（活動の内容）

- 第3条 この協定により、甲が乙に対して要請する地域安全活動は、次に掲げるものとする。
- (1) 地域安全パトロール
 - (2) 地域における社会の安全に関する情報の収集と通報及び地域住民等に対する伝達
 - (3) 地域安全活動に関する要望等の関係者への連絡
 - (4) その他、災害時において必要と認めた事項

（活動に伴う災害補償）

第4条 地域安全推進員が、この協定に基づく地域安全活動により被害を受けた場合には、防犯協会員団体総合補償保険制度を適用し補償するものとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

（適用）

- 1 この協定は、令和元年年9月1日から適用する。

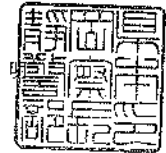
（協定の廃止）

- 2 大規模地震発生時の地域安全推進員による地域安全活動に関する協定（平成8年8月14日付け）は、廃止する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和元年8月8日

(甲) 静岡県警察本部長 小嶋 典



(乙) 静岡県地域安全推進員連絡協議会会長 川村 勇



19-10 警察活動に対する法歯学的協力援助に関する覚書

(県警察本部)

静岡県歯科医師会会長(以下「歯科医師会会長」という。)と静岡県警察本部刑事部長(以下「刑事部長」という。)は、警察活動に対する法歯学的協力援助に関して、次のとおり覚書を締結する。

記

(目的)

第1 本覚書は、警察の行う犯罪捜査及び身元確認業務に対する法歯学的協力援助を積極的に行い、社会秩序の安寧確保を図ることを目的とするものである。

(協力要請)

第2 刑事部長は、犯罪捜査や身元確認の必要が生じた場合及び東海地震等の大災害や航空機事故等により多数死体が発生した場合、死体の身元確認の必要があると認めるときは、歯科医師会会長に対して静岡県歯科医師会会員(以下「歯科医師会会員」という。)の協力を要請することができる。

(協力歯科医師の出動)

第3 歯科医師会会長は、刑事部長から第2による協力要請があった場合これに協力援助するため、歯科医師会会員に出動を求めるものとする。

(補償等)

第4 本覚書の業務遂行に関する補償等については、刑事部長が歯科医師会会長と協議し、誠意を持って処理するものとする。

本覚書は、歯科医師会会長及び刑事部長が各1通を所持するものとする。

平成8年1月11日

静岡県歯科医師会会長 庄 司 誠

静岡県警察本部刑事部長 市 川 功

19-11 アマチュア無線による災害情報の提供(連絡)に関する協定

(県警察本部)

社団法人日本アマチュア無線連盟(以下「JARL」という。)静岡県支部及び、静岡県警察アマチュア無線局(以下「JPHC 静岡」という。)は、アマチュア無線により災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)に基づく災害情報等の提供(連絡)に関し、静岡県警察本部(以下「警察本部」という。)と次のとおり協定する。

平成7年9月29日

JARL静岡県支部 支部長 佐野 嘉一
静岡県警察本部警備部 警備課長 森下 克弘
JPHC 静岡 代表責任者 長尾 憲

(目的、性格)

第1条 この協定は、東海地震、その他の大規模な災害が静岡県内において発生し、又は発生するおそれがある場合、JARL 静岡県支部及び JPHC 静岡が非常通信等を使用して、災害に関する情報を警察本部に提供(連絡)するため必要な事項について定めることを目的とする。

2 警察本部に情報を提供(連絡)する際のアマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮した活動であること。

(災害)

第2条 この協定において「災害」とは、次に掲げるものとする。

- (1)地震
- (2)津波
- (3)台風
- (4)洪水
- (5)雷害
- (6)火災

(7)(1)から(6)までに掲げるもののほか、事案の規模、損害の程度等から判断して、社会的影響が大きく、情報の提供(連絡)が必要と認められる事案

(構成員)

第3条 この協定において、非常通信を行う構成員は、別表1に掲げるものとする。

(要請)

第4条 警察本部は、次に掲げる場合において、火災情報の提供(連絡)を受ける必要があると認めるときは、JARL 静岡県支部及び JPHC 静岡に対し、その保有する情報の提供(連絡)を要請することができる。

- (1)静岡県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2)静岡県内に大規模な災害が発生するおそれがある異常な現象を認知したとき。

(連絡通報体制)

第5条 前条の規定に基づき警察本部及び JPHC 静岡構成局は、別表1に掲げる管轄地域内の JARL 静岡県支部加入の各構成局と連絡調整を図り、連絡通報体制を策定しておかなければならない。

(非常通信等の訓練)

第6条 警察本部、JPHC 静岡及び JARL 静岡県支部は、非常通信等を円滑かつ確実にを行うため共同して訓練を行うものとする。

(組織の構成)

第7条 前条の規定による非常通信等の訓練は、警察本部、JPHC 静岡及び、JARL 静岡県支部の代表者が相互に協議して定め
たところにより静岡県下各地区の構成員等により行うものとする。

(雑則)

第8条 この協定に規定している事項又は疑義を生じた事項については、警察本部、JPHC 静岡及び、JARL 静岡県支の代表者
が協議のうえ、決定する。

2 前各条に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、警察本部、JPHC 静岡及び JARL 静岡県支部の代表者が
協議して定める。

附 則

この協定は平成7年10月1日から実施する。

19-12 警察の検視活動に対する医学的協力援助に関する覚書

(県警察本部)

静岡県医師会会長(以下「医師会会長」という。)と静岡県警察本部刑事部長(以下「刑事部長」という。)は、警察の検視活動に対する医学的協力援助に関して、次のとおり覚書を締結する。

記

(目的)

第1 本覚書は、多数の死者を伴う大規模事故、災害が発生した場合、警察の検視活動に対する医学的な協力援助を積極的に行い、社会秩序の安寧確保を図ることを目的とするものである。

(協力要請)

第2 刑事部長は、東海地震等の大災害や航空機事故等により多数の死者が発生し、検視の必要が生じたときは、医師会会長に対して、静岡県医師会会員(以下「医師会会員」という。)の協力を要請することができる。

(医師の出動)

第3 医師会会長は、刑事部長から第2による協力要請があった場合これに協力援助するため、医師会会員に出動を求めるものとする。

(補償等)

第4 本覚書の業務遂行に関する補償等については、刑事部長が医師会会長と協議し、「静岡県地震対策推進条例」の例等により、誠意を持って処理するものとする。

本覚書は、医師会会長及び刑事部長が各1通を所持するものとする。

平成9年1月23日

静岡県医師会会長 勝 呂 安

静岡県警察本部刑事部長 鈴木良民

19-13-1

大規模災害発生時における支援協定

(趣旨)

第1条 公益財団法人日本財団（以下「甲」という。）、静岡県（以下「乙」という。）、並びに社会福祉法人静岡県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「丙」と総称する。）は、静岡県内において災害が発生し、乙及び丙だけでは十分な災害救援活動が実施できないときに、協力して支援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

(災害の適用範囲)

第2条 本協定において、災害とは次に掲げるものをいう。

- 1 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害のうち、原則として災害救助法が適用される災害。
- 2 前項に規定する災害の他、住民生活に重大な支障が生じる災害。

(支援活動の手続き)

第3条 乙及び丙は、前条の災害が発生した場合において、第1条の趣旨に基づき、相互に連絡を取り合い、甲に支援を依頼するものとする。

- 2 前項の規定による依頼は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ、電子メール等で行うことができるものとし、事後において速やかに、別記様式第1号を提出するものとする。
 - (1) 支援を希望する地域
 - (2) 希望する支援の内容
 - (3) 希望する支援の期間
 - (4) その他必要な事項
- 3 甲は、支援活動の決定にあたっては、必要に応じて、別途甲が定める所定の手続きを経るものとする。
- 4 本条における支援の依頼は、その先後を問わず、甲が、乙及び丙に対して、別途支援の申し入れをすることを妨げない。

(甲の役割)

第4条 甲は、前条に基づき、支援の依頼を受けた場合、又は支援の申し入れを行った場合、次に掲げる内容について、積極的に必要な支援活動を行うものとする。

- (1) 支援活動を判断する者（以下「派遣者」という。）の派遣
 - (2) 甲が自ら設置する「災害復興支援特別基金」で想定する支援活動
 - (3) その他、支援のために必要な事項
- 2 前項第1号に規定する派遣者の行う活動は、次のとおりとする。
 - (1) 支援活動を行うために必要な情報収集及び発信
 - (2) 支援活動を行うための甲、乙及び丙との連絡調整

(3) 必要な支援活動の企画検討

(4) その他、支援活動に必要な事項

3 甲は、第 1 項に掲げる支援活動を申し入れる場合、次に掲げる事項を明らかにして、電話、ファクシミリ、電子メール等で乙及び丙に通知することとし、事後において速やかに、別記様式第 2 号を提出するものとする。

(1) 支援活動の候補となる地域

(2) 想定される支援活動の内容

(3) 派遣者の所属、氏名

(4) 派遣者の派遣期間

(5) その他必要な事項

(乙及び丙の役割)

第 5 条 乙及び丙は、前条により甲が実施しようとする支援活動に対して、特別の理由がない限り、積極的に協力するものとし、必要な措置を講じるものとする。

(経費負担)

第 6 条 支援に要した経費は、甲の負担とする。ただし、特段の事情がある場合には、甲、乙及び丙の協議によるものとする。

(平常時の役割)

第 7 条 甲は、本協定に基づく支援活動が円滑に行われるように、乙及び丙が行う図上訓練への参加等を通じ、協力体制の構築に努めるものとする。

2 前項の規定による協力体制の維持、推進のため、甲、乙及び丙は年 1 回以上、連絡会等を開催して支援活動に必要な情報交換を行うものとする。

(連絡の窓口)

第 8 条 甲、乙及び丙は、あらかじめ本協定に関する連絡担当部署を定め、相互に必要な情報を共有するものとする。

(その他)

第 9 条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに甲、乙及び丙いずれからも特段の意思表示がないときには、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書 4 通を作成し、甲乙丙記名の上各自その 1 通を所持する。

2015 年 6 月 26 日

(甲) 東京都港区赤坂 1 丁目 2 番 2 号

公益財団法人日本財団

会 長

(乙) 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県

知 事

(丙) 静岡県静岡市葵区駿府町 1 番 70 号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

会 長

静岡県静岡市葵区駿府町 1 番 70 号

特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会

理 事 長

別記

様式第1号（第3条第2項関係）

平成 年 月 日

公益財団法人日本財団
会長

宛

静岡県

印

社会福祉法人
静岡県社会福祉協議会

印

特定非営利活動法人
静岡県ボランティア協会
理事長

印

大規模災害発生時における支援協定
支援依頼書

このことについて、大規模災害発生時における支援協定第3条に基づき、次のとおり、
貴財団の支援を依頼します。

支援を希望する地域	
希望する支援内容	
期間	～
その他必要事項	

別記

様式第2号（第4条第3項関係）

平成 年 月 日

静岡県

様

社会福祉法人

静岡県社会福祉協議会

様

特定非営利活動法人

静岡県ボランティア協会

理事長

様

公益財団法人日本財団

会長

印

大規模災害発生時における支援協定

支援活動申入

このことについて、大規模災害発生時における支援協定第4条に基づき、次のとおり、緊急支援活動を実施することを申し入れます。

支援活動候補地域		
支援活動内容		
派遣者	所属	
	氏名	
派遣期間	～	
その他必要事項		

19-13-2

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

(趣旨)

第1条 静岡県(以下「甲」という。)、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会(以下「乙」という。)及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会(以下「丙」という。)と株式会社静岡銀行(以下「丁」という。)は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震(以下「東海地震等」という。)による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁所有または賃借駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第2条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙(店舗一覧表)の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙(店舗一覧表)の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。

2 前項の要請については、様式第1号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指定して文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第2号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。

(借用期間)

第3条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙丁で取り決めるものとする。

(原状回復)

第4条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。

2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(有効期間)

第5条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、甲乙丙丁いずれからでも、有効期間満了日の日の1ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、この覚書の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第6条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。

上記の合意の成立を証するため、この覚書 4 通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 27 年 3 月 26 日

- (甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事

- (乙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長

- (丙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長

- (丁.) 静岡市葵区呉服町 1 丁目 10 番
株式会社静岡銀行
取締役頭取

19-13-3

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

(趣旨)

第1条 静岡県（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「丙」という。）と静岡県労働金庫（以下「丁」という。）は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震（以下「東海地震等」という。）による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁が所有または賃借している駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

- 第2条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙（店舗一覧表）の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙（店舗一覧表）の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。
- 2 前項の要請については、様式第1号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指定して文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
 - 3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第2号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。
 - 4 駐車場の借用場所については、甲乙丙および丁で取り決めるものとする。

(借用期間)

第3条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙及び丁にて取り決めるものとする。また、甲、乙及び丙は駐車場の返却において、借用期間中であっても丁からの協議に応じるものとする。

(原状回復)

- 第4条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。
- 2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(借用期間中の事故等)

第5条 甲、乙及び丙が活動拠点として借用している期間において、当該駐車場で起きた事故等について丁は責任を負わない。

(有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、甲乙丙丁いずれからでも、有効期間満了の日の1ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、この覚書の有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。別紙店舗一覧に掲載されていない店舗駐車場の借用については状況により甲乙丙丁で協議し決定する。

上記の合意の成立を証するため、この覚書 4 通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 27 年 9 月 16 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事
川勝 平太

(乙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長
神田 均

(丙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長
神原 啓文

(丁) 静岡市葵区黒金町 5-1
静岡県労働金庫
理事長
古川 正明

19-13-4

大規模災害発生時における災害ボランティア活動拠点に関する覚書

(趣旨)

第1条 静岡県（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「乙」という。）及び社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「丙」という。）と一般社団法人静岡県信用金庫協会（以下「丁」という。）は、東海地震を含む南海トラフを震源とする巨大地震（以下「東海地震等」という。）による災害発生時における、静岡県災害ボランティア本部・情報センターのボランティア活動等の活動拠点として、丁傘下信用金庫所有または賃借駐車場の無償による一部借用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(協力の要請)

第2条 甲、乙及び丙は、東海地震等による災害発生時に、丁の協力を得る必要があるときは、丁に対し別紙（店舗一覧表）の中から駐車場の一部の借用を要請できるものとし、丁は、特別の理由がない限り、協力するものとする。なお、別紙（店舗一覧表）の内容に変更が生じた場合には、甲乙丙丁で協議の上、その都度、変更するものとする。

2 前項の要請については、様式第1号により駐車場を借用する店舗及び借用開始日を指定して文書をもって行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 丁は、前項により甲、乙及び丙から要請があった場合は、様式第2号により、協力の可否を文書をもって回答するものとする。

(借用期間)

第3条 甲、乙及び丙が借用した駐車場の借用期間は災害の状況により甲乙丙丁で取り決めるものとする。

(原状回復)

第4条 甲、乙及び丙が借用した駐車場は、甲、乙及び丙が活動を終了した段階で、速やかに原状回復した上で丁に返却する。

2 前項の原状回復に要する費用は、乙及び丙が負担するものとする。

(借用期間中の事故等)

第5条 甲、乙及び丙が活動拠点として借用している期間において、当該駐車場で起きた事故等について丁は責任を負わない。

(有効期間)

第6条 この覚書の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、甲乙丙丁いずれからでも、有効期間満了の日の1ヶ月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、この覚書の有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙丙丁で協議して定めるものとする。別紙店舗一覧に掲載されていない店舗駐車場の借用については状況により甲乙丙丁で協議し決定する。

上記の合意の成立を証するため、この覚書 4 通を作成し、甲乙丙丁が記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 27 年 9 月 25 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
静岡県知事
川勝 平太

(乙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
理事長
神田 均

(丙) 静岡市葵区駿府町 1 番 70 号
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
会長
神原 啓文

(丁) 静岡市葵区追手町 2 番 20 号
一般社団法人静岡県信用金庫協会
会長
御室 健一郎

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、災害時における救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、静岡県内外で発生した災害において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）、静岡県地域防災計画及び静岡県医療救護計画に基づき、甲が災害時に行う救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、関係団体等に対し、前項に定める救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において甲が行う救護活動に必要なと認める場合は、乙に対し、柔道整復師の派遣について協力を要請する。

2 乙は、前項により甲から協力要請を受けた場合は、可能な限りこれに協力し、柔道整復師を災害現場等の避難所等に派遣する。

（他都道府県への派遣）

第3条 甲は、他都道府県からの支援要請により、乙に対して柔道整復師の派遣を要請することができる。

（指揮命令）

第4条 乙が派遣する柔道整復師が行う救護活動の指揮命令は、甲が指定する者が行う。

（柔道整復師の活動）

第5条 乙が派遣する柔道整復師が行う救護活動は、次のとおりとする。なお、活動内容は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務に限る。

- (1) 傷病者に対する応急救護
- (2) 避難所等における柔道整復の施術及び療養上の相談
- (3) その他甲が必要と認める活動

2 乙は、自ら移動や生活の手段等を確保し、継続した活動を行うことを原則とする。

（施術費）

第6条 前条第1項第1号に規定する施術料は無料とする。

（衛生材料等の供給）

第7条 乙の派遣する柔道整復師が使用する衛生材料等については、当該柔道整復師が携行するものとする。

（救護活動計画）

第8条 乙は、第5条に定める救護活動を実施するため、救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

（報告）

第9条 乙は、第5条に規定する活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、別に定める様式により甲に報告する。ただし、甲が求めた場合は、随時活動報告をしなければならない。

2 乙は派遣した柔道整復師に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した柔道整復師が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。ただし、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。

- (1) 柔道整復師の派遣に要する経費
- (2) 柔道整復師が携行した衛生材料を使用した場合の実費
- (3) その他救護活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項の規定による補償等の範囲及び額については甲及び乙で協議の上、別に定める。

（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した柔道整復師が、第5条に規定する活動中の事故により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）又は静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第34条第1項に基づき、甲が加入する傷害保険により補償する。なお、本人の重過失又は甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了日の1月前までに甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名し、各自その1通を保有する。

令和7年4月1日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 鈴木 康友

(乙) 静岡県静岡市葵区西門町2番12号

公益社団法人静岡県柔道整復師会
会長 鈴木 努

災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定書実施細目

令和7年4月1日付けで締結した災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条に基づき、次のとおり細目を定める。

（柔道整復師の派遣要請）

第1条 協定第2条第1項及び第3条に規定する静岡県（以下「甲」という。）の公益社団法人静岡県柔道整復師会（以下「乙」という。）に対する柔道整復師の派遣要請は、静岡県知事から乙の長に対して行う。

2 派遣要請は、次の事項を明らかにした文書によって行う。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

- (1) 災害発生の日時、場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣の場所
- (4) 派遣を要する柔道整復師の人数
- (5) 派遣の期間
- (6) 派遣の方法又は手段
- (7) その他必要な事項

（救護活動計画）

第2条 乙は、協定第2条第1項又は第3条の要請に基づき、柔道整復師を派遣しようとするときは、協定第8条に基づき、救護活動計画書（様式第1号）を提出する。

（救護活動の報告）

第3条 乙は、協定に基づき、柔道整復師を派遣したときは、救護活動終了後速やかに以下の書類を取りまとめ、甲に報告する。

- (1) 救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 柔道整復師名簿（様式第3号）
- (3) 衛生材料等使用報告書（様式第4号）

（事故等の報告）

第4条 乙は、協定に基づく救護活動において、柔道整復師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告する。

2 乙は、協定に基づく救護活動において物的損害が発生したときは、「物件損傷報告書」（様式第6号）により、速やかに甲に報告する。

（費用の請求等）

第5条 乙は、協定第10条第1項各号に規定する費用については、「費用弁償請求書」（様式第7号）により、甲に請求する。

2 協定第11条に規定する損害補償については、支給を受けようとする者が「損害補償請求書」（様式第8号）により甲に請求する。

（費用等の額）

第6条 協定第10条第1項第1号に規定する費用の額は、次の表に定める額とする。

区分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
柔道整復師	災害救助法施行細則による救助の程度等（平成6年静岡県告示第117号）に定められた看護師の日当に相当する額	一般職の県職員の行政職給料表による5級の職務にある者の旅費相当額	一般職の県職員の時間外勤務手当支給の例による額

2 協定第10条第1項第2号に規定する費用の額は、使用した衛生材料等に係る実費とする。

3 協定第10条第1項第3号に規定する費用の額は、同条同項第1号及び第2号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものである。

（支払）

第7条 甲は、第5条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに請求者に支払うものとする。

様式第1号

救護活動計画書

報告機関 _____ 担当者 _____

報告日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

班名	災害発生場所	救護活動場所	活動期間	人数

様式第2号

救護活動報告書

報告機関 _____ 担当者 _____
 報告日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

区分(班名)	災害発生場所	救護活動場所	活動状況		措置の概要
			月日	時分～時分	
				傷病者に対する 応急救護	人
				傷病者に対する 応急救護に関する 衛生材料の提供	人
			救護活動 従事者数	避難所等における 柔道整復の施術及び 療養上の相談	人
				その他甲が必要と認 める活動	人

※救護活動場所ごとに作成

様式第3号

柔道整復師名簿

報告機関 _____ 担当者 _____

救護活動施設名 _____

報告日時 年 月 日 時現在

区分 (班名)	氏名	住所	従事期間

様式第5号

事 故 報 告 書

報告機関 _____ 担当者 _____

報告日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
職 種	勤務先			所属班名	
傷病名					
外来・入院（	月	日）	診療（入院）医療機関名		
受傷（発病）日時	年	月	日	午前・午後	時 分
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年	月	日	午前・午後	時 分
死亡場所					
受傷（発病）時の状況					

様式第7号

費用弁償請求書

年 月 日

静岡県知事

様

所在地
団体名
代表者名

下記のとおり請求します。

記

金

円

【内訳】

項 目	金 額
協定第10条第1項第1号の費用	円
協定第10条第1項第2号の費用	円
協定第10条第1項第3号の費用	円

<代表者印がある場合は記入不要>

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

※職名及び所属は記載該当がある場合

様式第8号

損 害 補 償 請 求 書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名

下記のとおり請求します。

記

金

円

ただし、災害時の救護活動に係る損害補償

<代表者印がある場合は記入不要>

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

※職名及び所属は記載該当がある場合

災害時におけるはり師及びきゅう師の救護活動に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県鍼灸師会（以下「乙」という。）とは、災害時における救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、静岡県内外で発生した災害において、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）、静岡県地域防災計画及び静岡県医療救護計画に基づき、甲が災害時に行う救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 乙は、関係団体等に対し、前項に定める救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において甲が行う救護活動に必要があると認める場合は、乙に対し、はり師及びきゅう師（以下「鍼灸師等」という。）の派遣について協力を要請する。

2 乙は、前項により甲から協力要請を受けた場合は、可能な限りこれに協力し、鍼灸師等を災害現場等の避難所等に派遣する。

（他都道府県への派遣）

第3条 甲は、他都道府県からの支援要請により、乙に対して鍼灸師等の派遣を要請することができる。

（指揮命令）

第4条 乙が派遣する鍼灸師等が行う救護活動の指揮命令は、甲が指定する者が行う。

（鍼灸師等の活動）

第5条 乙が派遣する鍼灸師等が行う救護活動は、次のとおりとする。

- (1) 避難所等における被災者へのはり・きゅうの施術
- (2) 避難所等における被災者に対する体調の自己管理及び疾病予防等に関する指導
- (3) その他甲が必要と認める活動

2 乙は、自ら移動や生活の手段等を確保し、継続した活動を行うことを原則とする。

（施術費）

第6条 前条第1項第1号に規定する施術料は無料とする。

（衛生材料等の供給）

第7条 乙の派遣する鍼灸師等が使用する衛生材料等については、当該鍼灸師等が携行するものとする。

（救護活動計画）

第8条 乙は、第5条に定める救護活動を実施するため、救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

（報告）

第9条 乙は、第5条に規定する活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、別に定める様式により甲に報告する。ただし、甲が求めた場合は、随時活動報告をしなければならない。

2 乙は派遣した鍼灸師等に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した鍼灸師等が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。ただし、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。

- (1) 鍼灸師等の派遣に要する経費
- (2) 鍼灸師等が携行した衛生材料等を使用した場合の実費
- (3) その他救護活動のために必要な経費のうち甲が必要と認めた費用

2 前項の規定による補償等の範囲及び額については甲及び乙で協議の上、別に定める。

（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した鍼灸師等が、第5条に規定する活動中の事故により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）又は静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第34条第1項に基づき、甲が加入する傷害保険により補償する。なお、本人の重過失又は甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の満了日の1月前までに甲又は乙のいずれかが何らかの意思表示をしないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名し、各自その1通を保有する。

令和7年4月1日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 鈴木 康友

(乙) 静岡県浜松市中央区安松町30番1号

公益社団法人静岡県鍼灸師会
会長 大橋 教正

災害時におけるはり師及びきゅう師の救護活動に関する協定書実施細目

令和7年4月1日付けで締結した災害時におけるはり師及びきゅう師の救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条に基づき、次のとおり細目を定める。

（はり師及びきゅう師の派遣要請）

第1条 協定第2条第1項及び第3条に規定する静岡県（以下「甲」という。）の公益社団法人静岡県鍼灸師会（以下「乙」という。）に対するはり師及びきゅう師（以下「鍼灸師等」という。）の派遣要請は、静岡県知事から乙の長に対して行う。

2 派遣要請は、次の事項を明らかにした文書によって行う。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

- (1) 災害発生の日時、場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣の場所
- (4) 派遣を要する鍼灸師等の人数
- (5) 派遣の期間
- (6) 派遣の方法又は手段
- (7) その他必要な事項

（救護活動計画）

第2条 乙は、協定第2条第1項又は第3条の要請に基づき、鍼灸師等を派遣しようとするときは、協定第8条に基づき、救護活動計画書（様式第1号）を提出する。

（救護活動の報告）

第3条 乙は、協定に基づき、鍼灸師等を派遣したときは、救護活動終了後速やかに以下の書類を取りまとめ、甲に報告する。

- (1) 救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 鍼灸師等名簿（様式第3号）
- (3) 衛生材料等使用報告書（様式第4号）

（事故等の報告）

第4条 乙は、協定に基づく救護活動において、鍼灸師等が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告する。

2 乙は、協定に基づく救護活動において物的損害が発生したときは、「物件損傷報告書」（様式第6号）により、速やかに甲に報告する。

(費用の請求等)

第5条 乙は、協定第10条第1項各号に規定する費用については、「費用弁償請求書」(様式第7号)により、甲に請求する。

2 協定第11条に規定する損害補償については、支給を受けようとする者が「損害補償請求書」(様式第8号)により甲に請求する。

(費用等の額)

第6条 協定第10条第1項第1号に規定する費用の額は、次の表に定める額とする。

区分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
鍼灸師等	災害救助法施行細則による救助の程度等(平成6年静岡県告示第117号)に定められた看護師の日当に相当する額	一般職の県職員の行政職給料表による5級の職務にある者の旅費相当額	一般職の県職員の時間外勤務手当支給の例による額

2 協定第10条第1項第2号に規定する費用の額は、使用した衛生材料等に係る実費とする。

3 協定第10条第1項第3号に規定する費用の額は、同条同項第1号及び第2号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものである。

(支払)

第7条 甲は、第5条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに請求者に支払うものとする。

様式第 1 号

救 護 活 動 計 画 書

報告機関 _____ 担当者 _____

報告日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

班名	災害発生場所	救護活動場所	活動期間	鍼灸師等	
				職種	人数

様式第2号

救護活動報告書

報告機関 _____ 担当者 _____
 報告日時 年 月 日 時現在

区分(班名)	災害発生場所	救護活動場所	活動状況		措置の概要
			月日	時分～時分	
				①避難所等における被災者へのはり・きゆうの施術 ②避難所等における被災者の体調の自己管理及び疾病予防等に関する指導	人
			救護活動従事者数	その他甲が必要と認められる活動	人

※救護活動場所ごとに作成

様式第3号

鍼灸師等名簿

報告機関 _____ 担当者 _____

救護活動施設名 _____

報告日時 年 月 日 時現在

区分 (班名)	職種	氏名	住所	従事期間

様式第5号

事 故 報 告 書

報告機関 _____ 担当者 _____

報告日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

氏 名		性別	男・女	年齢	歳
住 所					
職 種	勤務先		所 属 班 名		
傷病名					
外来・入院（	月	日）	診療（入院）医療機関名		
受傷（発病）日時	年	月	日	午前・午後	時 分
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年	月	日	午前・午後	時 分
死亡場所					
受 傷 （ 発 病 ） 時 の 状 況					

様式第7号

費用弁償請求書

年 月 日

静岡県知事

様

所在地
団体名
代表者名

下記のとおり請求します。

記

金

円

【内訳】

項 目	金 額
協定第10条第1項第1号の費用	円
協定第10条第1項第2号の費用	円
協定第10条第1項第3号の費用	円

<代表者印がある場合は記入不要>

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

※職名及び所属は記載該当がある場合

様式第8号

損 害 補 償 請 求 書

年 月 日

静岡県知事

様

住 所

氏 名

下記のとおり請求します。

記

金

円

ただし、災害時の救護活動に係る損害補償

<代表者印がある場合は記入不要>

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

※職名及び所属は記載該当がある場合